

事務連絡
令和2年6月2日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について（参考送付）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」（4月24日付事務連絡）で周知の依頼をさせていただきました標記の件について、厚生労働省より5月26日付で改正のあった旨、国土交通省より参考送付がありました（別添1）。

併せて、「労働安全衛生法に基づく健康診断の実施の延期」に関するQ&Aが公開された旨、情報提供がありました（別添2）。

つきましては、別紙をご理解いただいた上、会員企業の皆様にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

労働部 吉田

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 28 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について（参考送付）

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）が策定されたこと等の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月 26 日付で厚生労働省より別添 1 のとおり「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」の改正通達が発出されており、また別添 2 のとおり「労働安全衛生法に基づく健康診断の実施の延期」に関する Q&A が公開されておりますので、ご参考にお知らせいたします。

貴職におかれましては、当該取組について、貴会会員、傘下団体等に周知いただくとともに、現場入場の際に、作業員名簿において健康診断の受診日を確認するにあたり改正通達の趣旨を踏まえ柔軟に対応いただくよう、統括安全衛生責任者等への周知を徹底するようご配慮お願いいたします。